

「令和7年度 千葉県農泊交流促進プログラム企画運営」業務委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和7年度千葉県農泊交流促進プログラム企画運営業務」（以下、「本業務」という。）委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、業務受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の目的

千葉県では、令和6年度より「千葉県グリーン・ブルーツーリズム推進ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置し、農林漁業者の所得向上や都市と農山漁村との交流促進、農泊地域の活性化を目的とした農泊の推進に取り組んでいる。

本業務は、県内各農泊地域が抱える課題をテーマとした研修会や、事業者同士の連携を深めるための交流会など、交流機会の少ない農泊事業者同士が情報交換・共有を行う場を設定し、今後効率的・効果的な地域間連携ネットワークを構築するための足掛かりとする。

2 委託期間 契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務の内容

（1）研修会の開催

農泊地域協議会を構成する農泊事業者がより効果的に事業に取り組めるよう、農泊に取り組むに当たって生じる各種課題の具体的解決に役立つ研修、各農泊地域協議会の事例発表及び情報提供等の場として研修会を1回開催する。

ア 対象者

農泊地域協議会

イ 開催時期等

令和7年10月～11月頃を予定

ウ 開催場所、開催内容等

提案事項とし、業務受託先の決定後に県と協議の上決定する。

（2）ワークショップの開催

農泊に取り組む各エリアの農林漁業者や民間企業等との間で連携構築を図るため、農泊地域協議会を中心とした地域一帯の農泊を推進するためのワークショップを、県内の2地域で開催することとする。

ア 対象者

農泊地域協議会、農林漁業者・団体、民間企業等

イ 開催時期

令和7年11月～令和8年1月頃を予定

ウ 開催場所、開催内容等

提案事項とし、業務受託先の決定後に県と協議の上決定する。

(3) 農泊ビジョンマップの作成

(2) の開催結果を踏まえて、ワークショップを実施したエリアについて、農泊ビジョンマップを作成する。

(4) 報告会の開催

(1) 及び(2) の開催結果を県内グリーン・ブルーツーリズム関係者へ報告するとともに、(3) で作成した内容を関係者へ共有し、グリーン・ブルーツーリズム関連施設や農泊地域協議会において役立てる他、来年度以降の取組内容に反映できるような内容とする。

ア 対象者

農泊地域協議会、県内グリーン・ブルーツーリズム関連施設、市町村担当者等

イ 開催時期等

令和8年2～3月頃を予定。開催日や会場については、県と協議の上決定すること。

ウ 対象者への連絡

上記アの対象者に案内し、参加者を募る。連絡先リストは県から提供するが、申込先は業務受託先とし、参加者リストを作成すること。

(5) 実施状況報告及び実績報告書の作成

ア 実施状況報告（都度）

本業務の委託期間中、県の指示があった場合はその都度実施状況を報告すること。

イ 実績報告書の作成（正本1部、電子データ一式）

受託業務の成果及び収支決算がわかる実績報告書を、委託事業完了後速やかに県に提出する。なお、実績報告書には、A4サイズ1枚でまとめた概要資料と、上記(1)～(4)の報告書を添付すること。

(6) 留意事項

- ・必要に応じて、農泊の推進に関連する全国的組織と協力して業務を実施すること。
- ・参加者の募集と取りまとめ、会場の手配、会場設営、来場者受付、運営、司会、映像・音響機器の確保、撤収、支払等、本事業に係る一切の業務を受託者にて実施すること。
- ・上記(1)～(5)の実施のほか、各関係者との調整、交渉、調査、報告等の一切の業務を行うこと。
- ・本業務の趣旨に沿った範囲で、独自の企画を実施することができる（任意）。なお、独自企画の実施に関わる費用は、企画提案募集要項1(5)の委託料の限度額に含むこととする。

4 運営及び管理

(1) 県との連絡調整

委託業務の実施にあたっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録をとりまとめ、県担当者へ提出すること。

(2) 主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任

者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(4) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した物品及び成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

5 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

事業受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、キャンペーン応募者等の第三者についても危害を及ぼさないよう万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、事業受託者の責任において措置すること。

6 秘密の保持

委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

7 その他

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約

事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) 仕様変更

やむを得ない事情により、実施内容を変更又は中止する場合がある。仕様変更が生じた場合には、委託料の範囲内で柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。